

不正な取引に関与した業者への取引停止の処分方針

1.目的

この方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)、並びに公正な研究活動の推進に向けた「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)に基づき、不正な取引を行った取引業者に対する処分方針を定めることを目的とする。

2.不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分

不正な取引に関与した業者は、1ヵ月以上12か月以内の取引停止処分とする。但し、即時の取引停止とすることでディー・アール・シー株式会社の研究および業務活動に著しい影響があると判断した場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることがある。

3.不正な取引に関与した業者に対する取引停止の決定

不正な取引に関与した取引業者への取引停止処分は、責任者が調査を行い、その判断を総合的に勘案して決定する。

4.不正な取引を防止するための対策方針

不正な取引を防止するために、次のような方針を定める。

- ・競争的資金等の使用ルールや責任を理解してもらうために、関係者に対し説明を行う。
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を遵守し、常に不正が行われていないかお互いにチェックを行い、防止する対策を改善していく。

5. 不正な取引を防止するためのルール

不正対策に関するルールを以下のように定める。

- ・不正な取引に関与した業者への取引停止等を行う。
- ・取引業者に対し、不正な取引を防止するための対策を周知徹底する。
- ・不正な取引を防止するため、取引業者に対し、不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。

6.取引業者への不正な取引を防止するための対策の周知について

- ・取引業者への不正な取引を防止するための対策の周知について、以下のように定める。

(1)周知内容

- ・不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針
- ・当社における不正な取引を防止するための対策方針
- ・弊社における不正な取引を防止するためのルール

(2)周知方法

- ・当社のホームページに掲載

(3)周知する時期および回数

- ・当社のホームページに常時掲載

- ・内容に変更があった場合は、速やかに更新する